

# 耐震化事業等利子助成制度について

利子助成制度とは、私立学校施設の耐震化促進のため、国が学校法人の**支払利息の一部**に対して、**補助金を交付する制度**です。学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます。



## 1 耐震改築利子助成

対象事業	旧耐震基準で建設され、かつ <b>Is値0.7未満</b> の学校施設を取り壊して新たに学校施設を建築する事業		
利子助成率	取り壊す建物のIs値が		
	0.3未満の場合		0.3以上0.7未満の場合
	1～3年目	4～20年目	最大20年間
	貸付利率と同率	貸付利率－0.5%	貸付利率－0.5%
実質法人負担	<b>無利息</b>	0.5%	0.5%

## 2 耐震改修利子助成

対象事業	防災(耐震)機能強化に係る補助金の対象となった改修事業
利子助成率	最大20年間 貸付利率－0.5%

## 例えば 校舎建替え事業で10億円の融資を受けた場合

※借入期間20年(据置2年)、金利1.5%と仮定

種別	通常	耐震改築		耐震改修
		Is値0.3未満	Is値0.3以上0.7未満	
実質利率	20年 1.5%	1～3年目 無利息 4～20年目 0.5%	20年間 0.5%	
実質負担利息	約170,000千円	約42,000千円	約56,000千円	

**➡ 通常の4分の1の利息負担で建替えが可能です**

- ※ 貸付金利が0.5%以下の場合、利子助成は行われません(Is値 0.3未満の場合の1～3年目を除く)。
- ※ 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校等1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です。
- ※ 貸付金利は一般施設費(一般)の金利が適用されます。

詳しくはコチラまで